

平成18年度

現代的教育ニーズ取組支援プログラム

公募要領

平成18年2月
文部科学省

目 次

1	プログラムの背景・目的	1
2	プログラムの概要	
(1)	募集の対象	1
(2)	申請件数・申請者・募集内容等	1
(3)	選定件数	2
(4)	その他	2
3	選定方法等	2
4	要件違反等	
(1)	形式的要件違反	2
(2)	申請要件違反	3
(3)	申請内容の誤謬等	3
5	申請に当たっての留意事項	
(1)	申請書	3
(2)	申請内容等チェックシートによる確認	3
(3)	申請手続	3
(4)	その他	4
6	公表等	4
7	その他の留意事項	
(1)	選定結果の通知	4
(2)	取組に対する経費措置	4
(3)	別紙「平成18年度 テーマ及び取組例等」における事業規模について	4
(4)	地域再生計画との連動について	5
8	問い合わせ先・スケジュール	5

(別 紙) 平成18年度 テーマ及び取組例等

1 プログラムの背景・目的

[背景]

大学の個性化・多様化や国際競争力の強化が求められる中、大学における教育の質の充実や、世界で活躍し得る人材の養成が重要な課題であることから、「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日中央教育審議会）も踏まえつつ、各大学が、教育面での改革を推進するとともに、個性・特色を一層明確にしていくことができるよう、国公立大学を通じ、競争的な環境の下で大学改革への取組を支援していく必要があります。

[目的]

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことで、これからの時代を担う優れた人材の養成を推進することを目的とするものです。

2 プログラムの概要

(1) 募集の対象

今年度は以下のテーマを設定しており、大学等としてのビジョンを踏まえ、学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下、国公立大学（テーマによっては大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校が、それぞれのテーマの趣旨・目的にそって確実な計画のもとに新たな大学教育改革を図ろうとしているもので、我が国の大学教育改革に資する取組（教育プロジェクト）を募集の対象とします。

【テーマ名】

- 「地域活性化への貢献（地元型）」
- 「地域活性化への貢献（広域型）」
- 「知的財産関連教育の推進」
- 「持続可能な社会につながる環境教育の推進」
- 「実践的総合キャリア教育の推進」
- 「ニーズに基づく人材育成を目指した e-Learning Program の開発」

(2) 申請件数・申請者・募集内容等

○ 本プログラムの申請件数については、今年度は、政策課題の重要性及びテーマの性質等を考慮し、次の範囲で申請できるものとします。

- ・「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」のテーマの中から1件。
- ・「知的財産関連教育の推進」、「持続可能な社会につながる環境教育の推進」、「実践的総合キャリア教育の推進」、「ニーズに基づく人材育成を目指した e-Learning Program の開発」のテーマの中から2件。

申請の際、その件数については、単独大学等での取組、複数の大学等での取組の別は問いません。なお、複数の大学等が共同で行うものは、主となる1つの大学等が代表して申請することとします。

○ 当該大学等において、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」等、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費補助金により文部科学省が行っている他のプログラム（以下「国公立を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組については申請することはできません。

- 当該大学等において、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」以外の「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」に申請を予定している同一又は類似の取組については申請することができません。
- 同一又は類似性の高い取組を、複数のテーマに申請することはできません。
- 申請に当たっては、別紙「平成18年度 テーマ及び取組例等」を参照してください。
- 取組の趣旨・目的、今後の計画、将来の展望等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。
- 内容の詳細については、「平成18年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書作成・記入要領」を参照してください。

(3) 選定件数

選定件数は、全体として申請件数の2割以内又は90件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(4) その他

この公募は、平成18年度予算の成立を前提としており、国会における予算審議の状況により、選定件数等その他を変更することがあります。

3 選定方法等

本プログラムの選定は、客観性、公正性、透明性を担保するため、有識者・専門家等で構成される「現代的教育ニーズ取組選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行われます。

選定方法等の概要は、「平成18年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム審査要項」を参照してください。

なお、選定の過程で、申請書をもとに面接審査又は実地審査（以下「面接審査等」という。）を行います（本年度は、7月上旬頃の予定）。面接審査等の対象となった大学等に対しては、別途、選定委員会よりその旨の案内をいたしますので、申請書の内容について責任をもって対応できる取組担当者等においては、対応可能な状態にしておいてください。

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 申請書記入要領「I 一般的留意事項について」2 で定める書式と異なる場合（但し、禁則処理により1行の文字数が40字を超過した場合は違反としない）
- ② 様式1の「取組名称」、様式3の「2(1)取組の概要」の既定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 様式3、4、5、6、8の既定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ④ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 別紙「平成18年度テーマ及び取組例等」の「対象」でない取組の申請
- ② 「2. 事業の概要」の「(2) 申請件数・申請者・募集内容等」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行ったのち、その件数の範囲を超えることとなる申請については、取り下げいただくこととなります。）

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

※ 要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」については、申請書と併せて提出していただきます（5「申請に当たっての留意事項」参照のこと）。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書

「平成18年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書（作成・記入要領）」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長等から文部科学大臣あてに申請してください。

(2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を提出してください。

また、「申請内容等チェックシート」中の「再申請」欄につきましては、その内容が審査・評価に影響を及ぼすものではありませんが、事務処理上必要としますので、再申請に該当する場合は、必ず「○印」の記入及び必要事項の記入をお願いします。

(3) 申請手続

持参の場合は、申請書を、平成18年4月11日（火）～13日（木）（午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。）の期間内に提出してください。

郵送等の場合は配達が可能である方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送し、平成18年4月11日（火）～13日（木）の期間内に必着するようにしてください。

【提出書類】

「平成18年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム申請書」・・・60部
平成18年度 現代的教育ニーズ取組支援プログラム「申請内容等チェックシート」
・・・・・・・・・・ 1部

【持参先】

東京都千代田区丸の内2-5-2
三菱ビル地下1階 文部科学省M8会議室

【郵送先】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文部科学省高等教育局内

現代的教育ニーズ取組選定委員会事務局
*テーマ名を梱包箱等に朱書きで記載してください。

【宅配先】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-2
三菱ビル地下1階 文部科学省M8会議室
現代的教育ニーズ取組選定委員会事務局
*テーマ名を梱包箱等に朱書きで記載してください。

(4) その他

- 申請書提出後の差し替えや訂正は申請受付期間中を除き認めません。
- 提出された申請書は返還しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

6 公表等

募集締切後、申請大学等名、テーマ名及び取組名称を公表する予定です。また、選定された取組については、内容についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集の作成、フォーラムの開催を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学等に参加していただくこととします）。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

また、本プログラムの趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、自ら選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のホームページ等を活用し積極的かつ継続的な社会への情報提供を行っていただくこととします。

なお、選定委員会においては、大学教育改革の推進の一環として、本プログラムの審査・評価等の方法の改善及び事業計画の実施状況の確認のために、選定を行った取組を対象に、取組の財政支援期間終了後に状況調査を行い、広く社会に情報提供する予定です。

7 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

選定された大学等には、学長等あて選定結果を通知します（7月下旬頃予定）。

(2) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しております（私立とは設置者が学校法人のものに限ります）。

ただし、選定された取組が、大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画「事業に係る経費」を作成してください。

(3) 別紙「平成18年度 テーマ及び取組例等」における事業規模について

申請にあたっては、補助事業上限額の枠内で申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額はその他の経費（自己収入等）により各大学等が負担することとなります。

〔経費の範囲等補助金の概要については、文部科学省ホームページに掲載しております。〕
取扱いについてはお問い合わせください。〕

(参考) 平成17年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

(4) 地域再生計画との連動について

地域再生については、地域再生法（平成17年法律第24号）及び地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体が作成しその認定を申請する「地域再生計画」について、内閣総理大臣が認定し、国は地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を総合的かつ効果的に支援することとしています。また、地域再生基本方針において、地域の大学の活性化・活用による地域再生の一環として、文部科学省・地域再生本部・総合科学技術会議等が連携し、大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置等を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」を推進することとしています。

このことから、平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムは、「地域の知の拠点再生プログラム」に位置づけるとともに、「地域再生計画」と連動を図ることとしました。

具体的には、平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムの「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」に選定された取組が、地方公共団体等と連携する取組で、地方公共団体が作成する「地域再生計画」において当該取組を位置づける場合には、当該地方公共団体は、内閣府が定めるスケジュールに基づき、内閣総理大臣に「地域再生計画」の認定を申請することができます。なお、当該地方公共団体からの申請の認定に際し、内閣総理大臣は文部科学大臣の同意を得ることとなっています。

については、各大学等の「地域活性化への貢献（地元型）」又は「地域活性化への貢献（広域型）」に申請する取組が、地方公共団体等と連携する取組で、地方公共団体が「地域再生計画」の認定申請を予定している場合には、申請書に「様式8」を添付してください。（詳細は申請書記入要領を参照してください。）

8 問い合わせ先・スケジュール

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文部科学省高等教育局（文部科学省6階）
電話：03-5253-4111（代表）

（*以下のテーマに関する問い合わせは、「大学振興課」（内線3321）へ）

「地域活性化への貢献（地元型）」
「地域活性化への貢献（広域型）」
「知的財産関連教育の推進」
「持続可能な社会につながる環境教育の推進」

（*以下のテーマに関する問い合わせは、「専門教育課」（内線2502、2992）へ）

「実践的総合キャリア教育の推進」
「ニーズに基づく人材育成を目指した e-Learning Program の開発」

《スケジュール》

- 申請書の提出期間
平成18年4月11日（火）～13日（木）（必着）
- 選定結果の通知（予定）
平成18年7月下旬頃

【平成18年度 テーマ及び取組例等】

①地域活性化への貢献（地元型）	
<p>【趣旨・目的】 大学等が、地域社会の活性化に資するため、身近な地域社会と組織的に連携し、大学等が持つ人的・物的資源を活用しながら行う学生教育の取組を選定し、支援を行う。</p> <p>※「身近な地域社会」とは、取組の活動範囲として、取組を行う学部等の所在する市町村・特別区又はそれらに隣接する単独の市町村・特別区を想定。</p>	

【対象】	
大学	学：学部（複数学部も可）で行う取組 （大学院研究科単独での取組は除く。）
短期大学	学：学科（複数学科も可）で行う取組 （専攻科単独での取組は除く。）
高等専門学校	学：学科（複数学科も可）で行う取組 （専攻科単独での取組は除く。） [大学、短期大学、高等専門学校全体及びキャンパス単位の申請も可]

【事業規模】	
補助事業上限額	：26,000千円以内／年
補助金基準額	：16,000千円以内／年

【財政支援期間】	2～3年間

(取組例)

- ★★地区農業再生プログラムへの学生参加による地域活性化の取組。
- ××市における実習連携型子育て支援プログラムの展開。
- 学生参加型地元商店街活性化プログラムの展開。
- 地域と連携して行う学生教育の一環としての生涯学習プログラムの実施。
- 地域の史跡や郷土芸能を活用した文化による学生参加型活性化プログラムの展開。

[注]「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

(参考)

[本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等]

- 地域再生法（平成17年法律第24号）
- 地域再生基本方針（H17.4.22閣議決定）
- 大学と地域の連携協働による都市再生の推進（H17.12.6都市再生本部）
- 地域の知の拠点再生プログラム（H18.2.15地域再生本部）
- 530万人雇用創出プログラム（H15.6.10 530万人雇用創出促進チーム）
- 地域を活性化し、地域づくりを推進するために一人づくりを中心として（H16.8.23 文部科学省地域づくり支援アドバイザー会議）

②地域活性化への貢献（広域型）

【趣旨・目的】

大学等が、地域社会の活性化に資するため、比較的広範な地域社会と組織的に連携し、大学等がもつ人的・物的資源を活用しながら行う学生教育の取組を選定し、支援を行う。

※「比較的広範な地域社会」とは、取組の活動範囲として、(1)前記①地域活性化への貢献（地元型）に該当しない市町村・特別区、(2)複数の市町村・特別区からなる地域、或いは(3)都道府県、政令指定都市レベルの地域を想定。

【対象】

大学：学部（複数学部も可）で行う取組
（大学院研究科単独での取組は除く。）

短期大学：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）

高等専門学校：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）

[大学、短期大学、高等専門学校全体及びキャンパス単位の申請も可]

【事業規模】

補助事業上限額：40,000千円以内/年

補助金基準額：24,000千円以内/年

【財政支援期間】

2～3年間

（取組例）

- 大学等の知的創造機能を核とした、自治体及び地場産業関連企業群と有機的に連携した学生参加型プログラムによる地域活性化。
- ☆☆県内大学間連携によるフィールド学習教育を活用したものづくりプログラムによる地域活性化。
- 大学と自治体の連携による地域における高齢者の生活支援を中心とした学生参加型保健・医療・福祉・健康のトータルケアシステムの開発及び展開。
- 学生主導の■■地方の旧街道沿いの景勝を活かした観光促進プログラムの開発及び展開。
- 大災害からの復興プロセスの調査・分析（学生参加型）に基づいた地域復興政策提言による地域活性化。

[注]「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

（参 考）

[本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等]

○地域再生法（平成17年法律第24号）

○地域再生基本方針（H17.4.22閣議決定）

○大学と地域の連携協働による都市再生の推進（H17.12.6都市再生本部）

○地域の知の拠点再生プログラム（H18.2.15地域再生本部）

○530万人雇用創出プログラム（H15.6.10 530万人雇用創出促進チーム）

○地域を活性化し、地域づくりを推進するために一人づくりを中心として－
（H16.8.23 文部科学省地域づくり支援アドバイザー会議）

③知的財産関連教育の推進

【趣旨・目的】

大学等における知的財産（コンテンツを含む）の創造、保護及び活用に関する教育の促進を目的とし、適切な技術及び知識を有する人材養成に資する取組を選定し、支援を行う。

【対象】

大学：学部（複数学部も可）、大学院研究科で行う取組

短期大学：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）

高等専門学校：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）

[大学、短期大学、高等専門学校全体及びキャンパス単位の申請も可]

【事業規模】

補助事業上限額：20,000千円以内/年

補助金基準額：12,000千円以内/年

【財政支援期間】

2～3年間

（取組例）

○知財教養教育の展開。

○（芸術系・家政系・理工農系学部等における）知的財産マインドの醸成に繋がる有機的カリキュラムの編成及び実施。

○（法律系学部等における）知的財産関連科目の設置と展開。

○全学的プロジェクトチームによる知的財産関連教育用教材の開発及び教育活動の実施（全学的知財リテラシー教育）。

○知的財産（コンテンツを含む）の創造、保護、活用を一体的にとらえた教育プログラムの導入及び実施。

○（芸術系・家政系・理工農系学部等における）コンテンツプロデュース関連カリキュラムの創設及び展開。

○ビジネス（経済・経営系学部）と法律（法律系学部）との連携による知的財産等科目に特化した人材養成プログラムの開発及び展開。

○知的財産関連学部のカリキュラムを全学的に履修できる教育システムの開発及び展開（★設置経費への補助ではない点に注意）。

○大学等内外での学生参加型知的財産関連活動の展開。

[注]「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

（参考）

[本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等]

○知的財産基本法（平成14年法律第122号）

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）

○知的財産推進計画2005（H17.6.10知的財産戦略本部）

○科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して－科学技術・学術審議会人材委員会－第三次提言－（H16.7.16 科学技術・学術審議会人材委員会）

④持続可能な社会につながる環境教育の推進

【趣旨・目的】

大学等が「持続可能な社会」の構築に向け、複眼的な視野をもちつつ行う、実社会との相互交流を踏まえた学生に対する環境教育の組織的な取組を選定し、支援を行う。

※ 「持続可能な社会」とは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会のことをいう。

【対象】

- 大 学：学部（複数学部も可）で行う取組
（大学院研究科単独での取組は除く。）
短期大学：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）
高等専門学校：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）
[大学、短期大学、高等専門学校全体での取組の申請も可]

【事業規模】

- 補助事業上限額：30,000千円以内／年
補助金基準額：18,000千円以内／年

【財政支援期間】

2～3年間

（取組例）

- 学生が自治体と共同して持続可能なまちづくり計画を提案するなど、地域の資源を活用した地域環境プロデュース能力を育成するための教育プログラムの開発と展開。
- 実社会に環境保全を啓蒙普及させる（異なる主体間を繋ぐコーディネート能力などの）力量を持った指導者育成のための教育プログラムの開発と展開。
- グローバルな視点をあわせもって大学が中心となった環境学習と地域貢献を連携させた○○川流域の環境保全活動の展開。
- 多角的な環境学習とともに高等学校教諭との連携による体系的な環境学習講座の提供を通じて学生の理解度向上のための学習プログラムの開発と展開。
- 住民と企業等が共生できる環境保全のためのシステムについて実社会との交流を実施する学習プログラムの開発と展開。

[注]「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

（参 考）

[本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等]

- 持続可能な開発のための教育の10年（H17.1～）
（第57回国連総会決議）
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
（平成15年法律第130号）
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）
（H16.9.24閣議決定）

⑤実践的総合キャリア教育の推進

【趣旨・目的】

若年者雇用が社会的問題となるなかで、大学等における学生の高い職業意識・能力の育成を目的とし、実践的かつ体系的なキャリア教育を学校として組織的に行う取組を選定し、支援を行う。

※「実践的」とは、理論や方法論を学ぶということだけではなく、学生一人一人の職業に対する意識や能力を直接的に高める取組を意味する。

※「総合」とは、正課教育及び正課教育以外の活動を含む大学等で展開されるキャリア形成のための総合的な取組を意味する。

【対象】

大学：学部（複数学部も可）で行う取組
（大学院研究科単独での取組は除く。）

短期大学：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）

高等専門学校：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）

[大学、短期大学、高等専門学校全体での取組の申請も可]

【事業規模】

補助事業上限額：30,000千円以内／年

補助金基準額：18,000千円以内／年

【財政支援期間】 2～3年間

（取組例）

- 正課教育（一般教育・専門教育）と正課外教育（一人一人の学生にきめ細かく対応した就職相談・キャリアカウンセリング等）とを体系的に行うキャリア教育プログラムの開発と展開。
- 正課教育を通じて職業意識醸成教育を行う取組や各種ガイダンス・特別講義・インターンシップ等の取組を合わせて総合的に行うキャリア教育プログラムの開発及び展開。
- 地域社会や企業等との連携協力により、社会や経済の動き等を題材とした科目群を構成・実施し、自己の専門分野と社会との関係についての理解を深めるキャリア教育プログラムの開発及び展開。
など

[注]「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

（参考）

[本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等]

- 若者の自立・挑戦のためのアクションプラン（H16.12.24若者自立・挑戦戦略会議）
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（H17.6.21閣議決定）

⑥ニーズに基づく人材育成を目指した e-Learning Program の開発

【趣旨・目的】

大学等において、育成する人材像及びその人材に求められるニーズを明らかにした上で、その目的の達成のための e-Learning Program を開発し、展開することで優れた効果が期待でき、今後の e-Learning の推進に有効な取組を選定し、支援を行う。

【申請の条件等】

- 本テーマにおける「e-Learning」とは、「インターネット」でいつでもどこでも学習できることを前提とするものを対象とする。
 - 本テーマによる取組は、正規の教育課程としての取組及び将来的に正規の教育課程として導入することを視野に入れた取組とする。ただし、人材育成を促進するために、恒常的に実施する必要がある重要な取組であって、正規の教育課程にはなりにくい取組を申請する場合は、その理由を記述すること。
 - 本テーマによる成果物については、サーバーに蓄積し、オンデマンドで提供できるように権利処理を確立して行うことを前提とする。
 - 本テーマによる成果物の流通を飛躍的に促進させるためのメタデータ（各コンテンツにインデックスデータを付加することによりインターネット上に分散するコンテンツでも一元的に管理でき、利用者がコンテンツの所在を意識することなく必要な情報に簡単にアクセスできるようにするもの。国際標準にも対応。）情報を付加することを前提とする。
 - 本テーマによる成果物の普及促進を図るため、成果物であるコンテンツは文部科学省が一般公開することを前提として、利用許諾を受ける権利を有することとする。
- ※なお、選定機関に対しては、メタデータ情報の付加に関する支援をはじめ、必要に応じ、独立行政法人メディア教育開発センターの各種支援機能を通じたサポートを実施する。

【対象】

- 大 学：学部（複数学部も可）で行う取組
（大学院研究科単独での取組は除く。）
- 短期大学：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）
- 高等専門学校：学科（複数学科も可）で行う取組
（専攻科単独での取組は除く。）
- [大学、短期大学、高等専門学校全体及びキャンパス単位の申請も可]

【事業規模】

補助事業上限額：40,000千円以内/年
補助金基準額：24,000千円以内/年

【財政支援期間】

2～3年間

（取組例）

- 社会が必要とする企画立案能力を身に付けるための e-Learning Program の開発及び展開。
- △△系分野に必要な研究実施能力を身に付けるための e-Learning Program の開発及び展開。
- ◇◇に必要な問題解決能力を身に付けるための e-Learning Program の開発及び展開。

[注]「取組例」はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクトで申請してください。

（参 考）

[本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等]

- アジア・ブロードバンド計画（H15.3.28 総務省、公正取引委員会、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）
- e-Japan戦略Ⅱ（H15.7.2 IT戦略本部）
- e-Japan重点計画－2003（H15.8.8 IT戦略本部）
- e-Japan重点計画－2004（H16.6.15 IT戦略本部）
- IT新改革戦略－ITによる日本の改革－（H18.1.19 IT戦略本部）